平成２５年（フ）第３０２号
静岡県湖西市岡崎538番地
破産者　有限会社豊栄農場
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６７５号
京都市北区西賀茂柿ノ木町25番地
破産者　株式会社おくい
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
最後の住所京都府京丹後市峰山町古殿13番地
破産者　亡山口剛相続財産（開始決定時の氏名　山口剛）
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２６２号
香川県高松市小村町224番地２
破産者　大川運送株式会社
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１９号
秋田県大仙市土川字十二山２番地18、旧住所東京都荒川区東尾久４丁目13番９―504号
破産者　加藤　広志
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１号
栃木県佐野市葛生東３丁目１番13号
破産者　嶋田フジ子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１１号
秋田県大仙市大花町１番７号　大花都市再生住宅408
破産者　佐藤　邦昭
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第５０３号
埼玉県久喜市南栗橋９丁目２番地５
破産者　加藤　峰雄
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
愛知県豊橋市羽根井西町13番地の６
破産者　福井　潤子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１０３号
愛知県豊橋市佐藤２丁目６番地８　Ｂ―101、従前の住所愛知県豊橋市前田町１丁目６番地の８　902
破産者　インターネット　アンド　コミックカフェ　ルポこと　洞地　一政
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６５号
岐阜県羽島市福寿町浅平２丁目56番地　エスペランサ405号室、開始決定時大阪府豊中市上新田２丁目４番２―601号
破産者　三谷　健二
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２号
大阪府門真市寿町20番21―301号
破産者　野口　知子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８７号
兵庫県伊丹市中野東３丁目８番地１　松井ハイツ205号、開始決定時大阪府池田市綾羽２丁目３番12号
破産者　田岡　壮一
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８４０号
大阪府豊中市服部南町２丁目７番19号
破産者　塚川みゆき
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１５７号
大阪府豊中市熊野町２丁目８番22―202号
破産者　幡中　弘子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３２号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目６番10号
破産者　岡野　瑛
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３３号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目６番10号
破産者　岡野アキコ
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３４号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目６番10号
破産者　岡野　浩香
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部